

# 伊勢市人権施策基本方針（案）に係る パブリックコメント実施結果の概要について

## 1 パブリック・コメント実施の概要

- (1) 意見募集した案件  
伊勢市人権施策基本方針（案）
- (2) 意見募集方法  
市公報、広報いせ、市ホームページ、市行政チャンネル文字放送、市公式LINE、デジタルサイネージ「わが街NAVI」
- (3) 縦覧場所（22箇所）
  - ・市役所（本館1F市民ホール、人権政策課、総務課）
  - ・各総合支所生活福祉課（二見、小俣、御菌）
  - ・各支所（神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
  - ・市立図書館（伊勢、小俣）
  - ・生涯学習センター（いせトピア、二見）
  - ・いせ市民活動センター
  - ・朝熊市民館、黒瀬市民館
- (4) 意見提出の対象者  
市内に在住または通勤・通学されている方など
- (5) 意見募集期間  
令和5年12月1日～令和6年1月4日

## 2 意見募集の結果

意見数 4人（6件）

【提出方法別内訳】：窓口2件、郵送1件、オンライン3件

## 3 意見内容及び市の考え

No	頁	寄せられたご意見	市の考え	修正の有無
1	15	15 ページに人権擁護と救済のための施策とあるが、内容は相談のみ。これは入り口を用意しただけにすぎない。それ以降が全く述べられていないから、話を聞きますが後は知りませんと捉えられても仕方ない。これでこれから数年間は使う方針ですか。相談を受けて、真相解明、聞き取り、人権侵害かその実態把握、問	救済に関しては、法務省人権擁護局の「人権侵犯事件調査処理規定」や三重県の「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、市としても法務局や三重県など関係機関との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援	有

		<p>題解決の方策、再発防止のための透明化まで述べるべき。これで始めて救済に値する。以上の内容がそっくり抜けてます。2以降の項目を起こし、方針に盛り込んでください。方針の体をなしておりません。</p>	<p>していきます。これを明示するため、施策に「救済に向けた連携の強化」を加えます。</p>	
2	15	<p>(3)の見出しの中にある救済に関わる部分がほとんど無いのが疑問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害が発生した時のことがこの方針のどこにも書かれておりません。救済という以上、A人権侵害の実態把握(これは①に少しあり)、Bそれに対応する手立て、C再発防止の手立ての3点は方針にそのあり方が述べられるべきでしょう。もしくは、(3)の見出しの「救済」を削除するかです。</li> </ul> <p>☆今までの方針にもなかったとお聞きしました。少々おどろきました。まさか、相談しておわりですか？そして検討は10年後ですか。</p>	<p>救済に関しては、法務省人権擁護局の「人権侵犯事件調査処理規定」や三重県の「差別を解消し、人権が尊重される三重を作る条例」に基づき、市としても法務局や三重県など関係機関との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援していきます。これを明示するため、施策に「救済に向けた連携の強化」を加えます。</p> <p>相談が寄せられた場合は、しかるべき機関へつなぎ連携して支援をしています。また、基本方針の見直しは、社会情勢の変化など必要に合わせ行っていきます。</p>	有
	22	<p>基本方針の1つ目 社会的障壁(バリア)入れる → P23に「バリア」とあるので。</p>	<p>現状と課題の8～9行目に「障壁(バリア)」と記載をしていることから、原案のとおりとします。</p>	無
	23	<p>障害と障がいの使い分けの根拠をP23に付記する → 知らない人が多いので。法律(国)か県市か</p>	<p>ご意見をふまえ、「障がい」の使用についての考え方を本文に追記します。</p>	有
	22	<p>現状と課題のラスト「推進する必要があります」(←人ごと)を「推進します」へ。(まちづくりするのは行政、市民)</p>	<p>課題について記載している箇所であるため、原案のとおりとします。</p>	無
	23	<p>P23の1つ目の項目→これではインクルーシブスポーツしかないのかと思われる。つまりボッチャだけするという事か。</p>	<p>インクルーシブスポーツは多々ある交流の場の一例として挙げています。「インクルーシブスポーツなど」と記載して</p>	無

			いるため、原案のとおりとします。	
	22	現状と課題 07「障がいの有無」→「障害の有無」(法律なので) 010はOK。014は伊勢市のコメントなのでOK	ご意見をふまえ、漢字での表記とします。	有
	39	権利擁護の意味をP39の用語に入れる→障害者は権利擁護が根幹なので。	ご意見をふまえ、用語解説に追加します。	有
	39	P39へ社会的障壁について「障害者基本法」を引用して4つ示す。	ご意見をふまえ、用語解説に追加します。	有
3	19	<p>人権教育を基礎においた家庭教育、保育、学校教育の推進における学校教育の推進に関わり、学校教育における性教育の推進について、世界では人権尊重を基盤に、幅広く科学的根拠に基づいて性を学ぶ「包括的性教育」が広がっています。しかし、小中学校の学習指導要領には、性交に関する記述がなく、文部科学省は「性交について、集団で一律に指導する内容としては取り扱わない」とするいわゆる「はどめ規定」を設けています。</p> <p>性暴力や虐待等が増える中、性交に触れずに、性暴力の被害について学ぶのには無理があり、性行為が何かわからなければ、被害を被害と気づかず、被害を申告することもできません。</p> <p>国の方針と反することを市の基本方針に掲げられないのは重々わかりますが、何らかの形で人権尊重を基盤とした包括的性教育について触れていただければ幸いです。</p>	ご意見にありました「包括的性教育」に関して本基本方針案への記載はしませんが、内閣府男女共同参画局が令和2年に策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」をふまえ、「生命の安全教育」が全国の学校において推進されており、当市も生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を進めているところです。性暴力や性被害の予防のための教育についても、生命を大切にすという意味で適切に教育をしていきたいと考えています。	無
4	22	この4月施行される改正障害者差別解消法にまで言及すべきである。国で決定されているからこの方針に盛り込むべきである。改正点まで触れるべきである。合理的配慮の不提供は差別であるくらい踏み込んだ文言は書けないのか。あなたたちは障害者に対してオブラートに包む	ご意見をふまえ、障害者差別解消法の改正点については、本文に追記します。	有

		表現しかしていない。		
	39	認知症に脳の障がいとあるが症病に関わるので障害が正しいのではないか。同じく成年後見制度も法律に基づくものだから、知的障がい者、精神障がい者も共に障害者が正しい。	本基本方針案においては、本市の広報誌等における表記の考え方にに基づき、法律名や制度名などの固有名詞等を除き、「害」の字をひらがなで表記しています。	無
	39	また、精神的な障がいがあるためは不要。知的障がい者とは矛盾する。知的障害者の定義の問題はご存知か。	ご意見をふまえ、「成年後見制度」の解説文から削除します。	有
	39	バリアフリーの説明はよいが、バリアつまり社会的障壁の説明とは少々異なる。障害者基本法に定義されている社会的障壁を読むとよい。この法律は我々障害者たちの原点である。バリアフリーは何も障害者に限定されないから、障がいのある人の書き出しは不適切。	ご意見をふまえ、「バリアフリー」の解説文を修正します。	有
	23	総じて障害者に対して勉強不足である。障害と障がいの使い分けすら触れていないのは呆れるし、無頓着である。触れるべきである。	ご意見をふまえ、「障がい」の使用についての考え方を本文に追記します。	有
	39	バリアフリーで障がいのある人の社会参加とはどのようなことを言うのか？伝わってこない。	就労、地域の行事や活動への参加等をイメージしていましたが、先の「バリアフリー」の解説文へのご意見を受け、該当箇所については、文言を修正します。	有
5	24	⑤部落差別（同和問題）の「現状と課題」の中に次のような表記があります。 「しかしながら、就労などにおける課題や結婚問題などを中心とした差別意識は今なお残っています。」 このことについての実態は本当にあるのでしょうか。「就労」について実態があるとなればそれが明らかになった時点で、市としては当然関係する企業等への指導、改善チェックをすべきことです。そ	三重県人権センターにおいて、令和4年度中の部落問題に関する相談件数は、14件であったことを確認しております。現在のところ、当市においては、就労や結婚等に際し差別を受けた等の相談は寄せられていませんが、実態を把握した場合は、施策「人権擁護と救済の取組」に示したように、関係機関	無

		ういう対応を市がしているのならそのことを示すべきです。それがなければ、実態があるのかわからないのか不透明なことになります。	と連携しながら適切に対応していきます。	
6	—	<p>人権施策基本方針についてコメントいたします。最初の人権施策基本方針の施行から何度目の改正（改訂）になるのでしょうか。人権政策は変わることなく行政だけではなく、市民と共につくっていくものです。その理念には同感し協力できる部分は協力していきたく思います。</p> <p>先ず、分野別施策について、3点ほどコメントさせていただきます。</p>	市町村合併後、新市の基本方針を策定し、今回が初めての改定になります。	無
	24	<p>1、同和問題について</p> <p>概ね同感できるものですが、一点、同和利権と行政の「忖度」は逆に同和問題を顕在化させ市民啓発を逆境させるものです。行政の公正さが試される部分でもあります。法に基づき真摯な態度で臨んでいただきたいと思えます。</p>	1「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえながら、取組を進めており、引き続き、公正に取組を進めます。	無
	31	<p>2、さまざまな人権問題について（2点）</p> <p>（1）北朝鮮による拉致被害者の人権について</p> <p>この方針は第1次安倍内閣のときから人権問題として扱われましたが、当時から疑問に思っていた部分です。「北朝鮮」は略語であり「朝鮮民主主義人民共和国」が正式名称です。本来、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）と呼称されていましたが、いつの頃からかマスコミを含め「北朝鮮」が正式名称化されてしまいました。これは「国策」としての「呼称」なのか疑問を持ちます。また、この拉致被害者問題は本来「外交問題」であり、市民に対し「人権問題」だとすることは、人権課題として取り上げられた時から疑問に思っていました。もちろん被</p>	<p>2</p> <p>（1）法務省は、人権啓発活動強調事項の一つとして「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を掲げています。このことから、本基本方針では同じく「北朝鮮」と記載することとします。また、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」で、地方公共団体の責務として、この問題に関し啓発を図るよう努めるものとするとしていることから、人権問題と捉え、啓発を進める必要があると考えます。</p>	無

		<p>被害の方々や親御様他関係者の皆さんにとっては、大変な人権侵害ですが、いたずらに「敵視」することは果たしてどうなのか、国と国の外交関係を市民共通の人権問題とすることはいまだに疑問です。</p>		
29		<p>(2) 今回の基本方針に記載されると思っていたのですが「LGBTQ +」については方針化されなかったのですね。薬害エイズ問題のときも思ったのですが、声を上げることは差別と闘うことを意味すると思っています。当時も意味もわからず、偏見・差別が蔓延っていたと記憶していますし、啓発記事を書いたときも「なぜあのような者たちを擁護するのか」といったクレームも経験しました。行政は、勇気を持ってカミングアウトした方々の味方になって欲しいし、多様性を認める「市」になってほしいと思います。</p>	<p>(2) 「性的指向及び性自認(性同一性)に関連する偏見や差別」(第2章(4)⑧)として新たに項目を設けています。今後は改定後の基本方針に基づき、多様な性のあり方を認め合える社会づくりに向け様々な施策に取り組んでいきます。</p>	無
—		<p>今回、この基本方針は「コンサル」によって書かれたという話を聞きました。当然、市の方針や審議会の検討を重ね作成されたものだと思いますが、市職員が実行していく際に血の通った方針として施行していけるよう、市民の気持ちに根付いたものとして施行してもらえよう望みます。</p>	<p>基本方針案については、現基本方針を基に、伊勢市人権施策審議会にご意見をいただきながら、また委託業者の知見を参考にしつつ作成しています。今後は改定後の基本方針に基づき、人権が尊重され守られる誰もが住みよい伊勢市の実現を目指し、職員一丸となって様々な施策に取り組んでいきます。</p>	無

#### 4 基本方針(案)の修正箇所

##### (1) パブリックコメントの意見を受けての修正

No	頁	行	修正前	修正後
1	15	表 3	—	<p>施策：救済に向けた連携の強化 内容：多様化する相談内容に対し、</p>

				適切な支援先へつなげるため、日頃から各分野の専門機関等との連携を密にするとともに、救済の制度を持つ法務局や三重県との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援していきます。
2	22	7	障がいの有無にかかわらず	障害の有無にかかわらず
3	22	13	—	その後、2021年（令和3年）6月に、「障害者差別解消法」が改正され、2024年（令和6年）4月から、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されることとなりました。
4	23		—	※「障がい」と「障害」の表記について 本市の広報誌等における表記の考え方にに基づき、原則として法律名や制度名などの固有名詞等を除き、「害」の字をひらがなとし「障がい」と表記しています。
5	39		—	■ <b>権利擁護</b> 障がいや認知機能の低下などにより自分の権利を主張することに困難を抱えている人が尊厳を保ちながら生活できるように、適切な権利の行使を支援したり、権利の侵害の解消や予防をすること。
6	39		—	■ <b>社会的障壁</b> 障がいがある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののこと。
7	39		■ <b>成年後見制度</b> 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神的な障がいがあるため判断能力が不十分な人が不	■ <b>成年後見制度</b> 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人

		利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。	を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。
8	40	<p><b>■バリアフリー</b></p> <p>障がいのある人の社会参加にとって障壁（バリア）となるものを取り除くこと。それによって、高齢者や幼児、妊産婦にとっても暮らしやすい社会の建設につながるという考え方。もとは建築用語だったが、物理的障壁だけでなく、制度、文化・情報、意識の面にも概念が広げられた。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。</p>	<p><b>■バリアフリー</b></p> <p>日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となり得る事物、制度、慣行、観念などを取り除くこと。それによりすべての人にとって暮らしやすい社会の建設につながるという考え方。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。</p>

(2) その他の修正

	頁	行	修正前	修正後
1	28	表 1	—	<p>施策：啓発の推進</p> <p>内容：インターネットでの人権侵害について、広報やホームページ、講座などを活用した啓発活動を行います。</p>
2	40		<p><b>■ヘイトスピーチ</b></p> <p>ある個人や集団が実際に持つ、または、そう受け取られている「アイデンティティー要素」（「宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー」など）だけでなく、言語、経済的・社会的出自、障害、健康状態、性的指向といった多岐にわたる特徴をも非難するもの。</p>	<p><b>■ヘイトスピーチ</b></p> <p>ある個人や集団が実際に持つ、または、そう受け取られている「アイデンティティー要素」（「宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー」など）だけでなく、言語、経済的・社会的出自、障がい、健康状態、性的指向といった多岐にわたる特徴をも非難するもの。</p>